

令和 8 年岩見沢市議会第 2 回定例会

新 旧 対 照 表

報告第 1 号・議案第 3 8 号～議案第 4 1 号

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No. 1

現 行	改 正 後
※ 岩見沢市税条例 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の6若しくは第33条の9（第36条の7において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の13第1項（第33条の14第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の16第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の6、第52条、<u>第71条の6第1項</u>、第73条第2項、第87条第1項若しくは第2項、第91条第2項、第94条、第131条第1項又は第185条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) 略 (2) <u>第71条の6第1項の申告書</u>、第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	※ 岩見沢市税条例 (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の6若しくは第33条の9（第36条の7において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の13第1項（第33条の14第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の16第1項（法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第36条の6、第52条、第73条第2項、第87条第1項若しくは第2項、第91条第2項、第94条、第131条第1項又は第185条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) 略 (2) 第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第131条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No. 2

現 行	改 正 後
(3) <u>第 7 1 条の 6 第 1 項の申告書</u>、第 8 7 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 1 3 1 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間 (4)～(6) 略 (所得割の課税標準) 第 2 7 条 略 2 略 3 法第 2 3 条第 1 項第 1 5 号に規定する特定配当等 (<u>以下本項及び次項並びに第 2 7 条の 9 において「特定配当等」という。</u>) に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4 略 5 法第 2 3 条第 1 項第 1 7 号に規定する特定株式等譲渡所得金額 (<u>以下本項及び次項並びに第 2 7 条の 9 において「特定株式等譲渡所得金額」という。</u>) に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 略 (寄附金税額控除) 第 2 7 条の 7 略 (1)～(8) 略 2 前項の特例控除額は、法第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項 (<u>法附則第 5 条の 6 第 2</u>	(3) 第 8 7 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 1 3 1 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間 (4)～(6) 略 (所得割の課税標準) 第 2 7 条 略 2 略 3 法第 2 3 条第 1 項第 1 5 号に規定する特定配当等 (<u>次項及び第 2 7 条の 9 において「特定配当等」という。</u>) (<u>同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。</u>) に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4 略 5 法第 2 3 条第 1 項第 1 7 号に規定する特定株式等譲渡所得金額 (<u>以下この項及び次項並びに第 2 7 条の 9 において「特定株式等譲渡所得金額」という。</u>) に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 略 (寄附金税額控除) 第 2 7 条の 7 略 (1)～(8) 略 2 前項の特例控除額は、法第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項 (<u>法附則第 5 条の 6 第 3</u>

報告第1号 岩見沢市税条例等新旧対照表

No. 3

現 行	改 正 後
<u>項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第29条の2 第18条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項において同じ。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の7の規定により控除す	<u>項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (市民税の申告) 第29条の2 第18条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号並びに第29条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第27条の

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No. 4

現 行	改 正 後
べき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第19条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、<u>合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。</u>）の氏名 (3)及び(4) 略	7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第19条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～9 略 （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第29条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>）<u>（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）</u>の氏名 (3)及び(4) 略

報告第1号 岩見沢市税条例等新旧対照表

No.5

現 行	改 正 後
2～4 略	2～4 略
5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。 <u>次条第4項</u> 及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。	5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。 <u>次条第5項</u> 及び第36条の9第3項において同じ。）により提供することができる。
6 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	6 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第29条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市</u>	第29条の3の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u> <u>(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第18条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以</u>

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No. 6

現 行	改 正 後
<u>内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>特定配偶者の氏名</u> (3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u> (4) <u>その他施行規則で定める事項</u>	<u>下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第36条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> (3) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第18条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> <u>2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> (3) <u>特定配偶者の氏名</u> (4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u>

報告第1号 岩見沢市税条例等新旧対照表

No. 7

現 行	改 正 後
<u>2</u> 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書</u>に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出</u>することができる。 <u>3</u> 略 <u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令<u>第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第45条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対	(5) <u>その他施行規則で定める事項</u> <u>3</u> 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>第1項又は同条第1項の規定による申告書</u>に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出</u>することができる。 <u>4</u> 略 <u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令<u>第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第45条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No. 8

現 行	改 正 後
して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、<u>家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合</u>においては、固定資産税を課さない。 <u>(軽自動車税の納税義務者等)</u> 第70条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（法第442条第1項第3号に規定する軽自動車等をいう。以下軽自動車税について同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。 3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。 (軽自動車税のみなす課税) 第71条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>軽自動車税の賦課徴収については、買主を第70条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u>	して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地<u>又は家屋</u>にあつては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 <u>(軽自動車税の納税義務者等)</u> 第70条 軽自動車税は、<u>軽自動車等</u>に対し、その所有者に課する。 2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、<u>前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u> (軽自動車税のみなす課税) 第71条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、<u>買主</u>を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No. 9

現 行	改 正 後
2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を<u>3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> 4 <u>法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> 第71条の2 略 <u>（環境性能割の課税標準）</u> 第71条の3 <u>環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u> <u>（環境性能割の税率）</u> 第71条の4 <u>次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能</u>	2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。 第71条の2 略

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No. 1 0

現 行	改 正 後
<u>割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u> <u>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u> <u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第71条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第71条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u> <u>第71条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u> <u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u>	

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No. 1 1

現 行	改 正 後
3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。 (環境性能割の減免) 第71条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第78条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。 (種別割の税率) 第72条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 略 (種別割の賦課期日及び納期) 第73条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。 2 種別割の納期は、5月16日から同月31日までとする。 3 略 第74条及び第74条の2 略 (種別割の徴収の方法) 第74条の3 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。 (種別割の申告又は報告) 第75条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等	(軽自動車税の税率) 第72条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする (1)～(3) 略 (軽自動車税の賦課期日及び納期) 第73条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。 2 軽自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。 3 略 第74条及び第74条の2 略 (軽自動車税の徴収の方法) 第74条の3 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。 (軽自動車税の申告又は報告) 第75条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有

報告第1号 岩見沢市税条例等新旧対照表

No.1 2

現 行	改 正 後
となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 略 (1)～(5) 略 (種別割に係る不申告等に関する過料) 第76条 略 2及び3 略	者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 略 (1)～(5) 略 (軽自動車税に係る不申告等に関する過料) 第76条 略 2及び3 略

報告第1号 岩見沢市税条例等新旧対照表

No.1 3

現 行	改 正 後
(種別割の減免) 第77条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免) 第78条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。 (1)及び(2) 略 2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項にお	(軽自動車税の減免) 第77条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免) 第78条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。 (1)及び(2) 略 2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この

報告第1号 岩見沢市税条例等新旧対照表

No.1 4

現 行	改 正 後
いて「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(6) 略 3 略 4 第1項第2号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 (1)～(3) 略 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第79条 略	項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(6) 略 3 略 4 第1項第2号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 (1)～(3) 略 5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。 (原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第79条 略

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No.1 5

現 行	改 正 後
2 法第445条第1項又は第71条の2若しくは第70条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条第1項又は第71条の2若しくは第70条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。 3～6 略 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 8及び9 略 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、	2 法第445条若しくは第71条の2又は第70条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第71条の2又は第70条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。 3～6 略 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。 8及び9 略 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No.1 6

現 行	改 正 後
法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第27条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第7条の2 略 <u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u> <u>第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を当該納税義務者の第27条の4及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合における第27条の8及び第27条の9第1項の規定の適用については、第27条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3第1項」と、第27条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3第1項」とする。</u> <u>3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適</u>	5第3項の規定に該当する場合における第27条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第7条の2 略

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No. 1 7

現 行	改 正 後
<u>用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u> 第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。</u>）において、<u>前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の4及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第27条の8及び第27条の9第1項の規定の適用については、第27条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」と、第27条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3の2第1項</u>」とする。 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第27条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金	<u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u> 第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（<u>同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。</u>）には、<u>法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の4及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定の適用がある場合における第27条の8及び第27条の9第1項の規定の適用については、第27条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」と、第27条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに<u>附則第7条の3第1項</u>」とする。 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第27条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の4第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金

報告第1号 岩見沢市税条例等新旧対照表

No.18

現 行	改 正 後
額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の3第1項、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第23条第1項、附則第23条の2第1項又は附則第24条第1項の規定の適用を受けるときは、第27条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第27条から第27条の4まで、第27条の6から第27条	額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第15条の3第1項、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第22条第1項、附則第23条第1項、附則第23条の2第1項又は附則第24条第1項の規定の適用を受けるときは、第27条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第27条から第27条の4まで、第27条の6から第27条

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No.1 9

現 行	改 正 後
の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 略 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第27条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合等） 第10条の2 略 2 略 3 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 4 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 5 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 6 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。	の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 略 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（<u>法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に規定するところにより控除すべき額を、第27条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合等） 第10条の2 略 2 略 3 <u>法附則第15条第24項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 4 <u>法附則第15条第24項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 5 <u>法附則第15条第24項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 6 <u>法附則第15条第24項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。

報告第1号 岩見沢市税条例等新旧対照表

No.20

現 行	改 正 後
7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>7分の6</u>とする。 8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。 14 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 15 略 16 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。 8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。 10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 11 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 12 略 13 略 14 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No. 2 1

現 行	改 正 後
第 1 0 条の 3 略 2 ～ 5 略 6 法附則第 1 5 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。 7 ～ 1 2 略 1 3 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、施行規則附則第 7 条第 1 8 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。 1 4 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供す</u>	第 1 0 条の 3 略 2 ～ 5 略 6 法附則第 1 5 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 2 0 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。 7 ～ 1 2 略 1 3 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、施行規則附則第 7 条第 1 8 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 2 0 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。 1 4 法附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、<u>施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 4 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第</u>

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No. 2 2

現 行	改 正 後
<u>る施設である</u>旨を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第15条の3 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 第18条の2の2 略 <u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u> 第18条の2の3 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章</u>	<u>17第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u> (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第15条の3 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 第18条の2の2 略

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No. 2 3

現 行	改 正 後
<u>第2節の規定にかかわらず、北海道知事が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。</u> <u>2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u> <u>3 北海道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第18条の2の5の規定により読み替えられた第71条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自</u>	

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No. 2 4

現 行		改 正 後							
<u>自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u> <u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u> <u>第18条の2の4 市長は、当分の間、第71条の8の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u> <u>第18条の2の5 第71条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「北海道知事」とする。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u> <u>第18条の2の6 市長は、北海道知事が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として北海道知事に交付する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u> <u>第18条の2の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第71条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table><tr><td>第1号</td><td><u>100分の1</u></td><td><u>100分の0.5</u></td></tr><tr><td>第2号</td><td><u>100分の2</u></td><td><u>100分の1</u></td></tr></table>		第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>	第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>		
第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>							
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>							

報告第1号 岩見沢市税条例等新旧対照表

No.25

現 行			改 正 後
第3号	100分の3	100分の2	
2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第71条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第18条の3 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第72条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第72条の規定の適用については、当該軽自動車法令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソ			（軽自動車税の税率の特例） 第18条の3 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第72条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第72条の規定の適用については、当該軽自動車法令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業

報告第1号 岩見沢市税条例等新旧対照表

No.26

現 行	改 正 後
リン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第72条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割</u>に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。 4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車</u> <u>(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第72条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割</u>に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第19条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第73条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納	用の乗用のものに限る。)に対する第72条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>令和8年度分の軽自動車税</u>に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。 (軽自動車税の賦課徴収の特例) 第19条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第73条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No.27

現 行	改 正 後
期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第75条及び第76条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 <u>（軽自動車税の環境性能割の非課税及び課税免除の特例）</u> <u>第19条の2 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、地方税法第44条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第71条の2の規定にかかわらず、北海道が同法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車とする。</u> <u>2 前項の規定に該当する3輪以上の軽自動車に対して、地方税法第44条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。</u> <u>第19条の3 当分の間、第70条の2の規定は、軽自動車税の環境性能割について適用しない。</u>	において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第75条及び第76条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No. 2 8

現 行	改 正 後
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第20条 略 (1)及び(2) 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第20条 略 (1)及び(2) 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第21条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

報告第1号 岩見沢市税条例等新旧対照表

No.29

現 行	改 正 後
(1) 略 (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第21条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対	(1) 略 (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第21条の2 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No.30

現 行	改 正 後
して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)及び(2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略	に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)及び(2) 略 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 略 4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定</u>

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No.3 1

現 行	改 正 後
(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第22条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第23条 略	<u>都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第22条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第23条 略

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No.3 2

現 行	改 正 後
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 第23条の2 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第24条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項及び<u>附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 第23条の2 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第24条 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項、附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No.3 3

現 行	改 正 後
7 第 1 項前段、第 2 7 条の 8、第 2 7 条の 9 第 1 項、<u>附則第 7 条第 1 項、 附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 4 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 4 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 2 4 条の 2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第 2 7 条の 6 から第 2 7 条の 8 まで、第 2 7 条の 9 第 1 項並びに<u>附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第 2 7 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 4 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 7 第 1 項前段、第 2 7 条の 8、第 2 7 条の 9 第 1 項並びに<u>附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 4 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 4 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略	第 2 7 条の 9 第 1 項、<u>附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 4 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 4 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 2 4 条の 2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第 2 7 条の 6 から第 2 7 条の 8 まで、第 2 7 条の 9 第 1 項並びに<u>附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項</u>の規定の適用については、第 2 7 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 4 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 7 第 1 項前段、第 2 7 条の 8、第 2 7 条の 9 第 1 項並びに<u>附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 4 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 4 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No.3 4

現 行	改 正 後
3 及び 4 略 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第 2 7 条の 6 から第 2 7 条の 8 まで、第 2 7 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、<u>附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第 2 7 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 4 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 7 第 1 項前段、第 2 7 条の 8、第 2 7 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、<u>附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 4 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 4 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 2 4 条の 3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第 2 7 条の 6 から第 2 7 条の 8 まで、第 2 7 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、<u>附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第 2 7 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 4 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第	3 及び 4 略 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第 2 7 条の 6 から第 2 7 条の 8 まで、第 2 7 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 2 7 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 4 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 7 第 1 項前段、第 2 7 条の 8、第 2 7 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項<u>及び附則第 7 条の 3 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 4 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 4 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第 2 4 条の 3 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第 2 7 条の 6 から第 2 7 条の 8 まで、第 2 7 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 2 7 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 4 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 2 7 条の 7 第 1 項前段、第 2

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No.35

現 行	改 正 後
27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 3及び4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第7条第1項、<u>附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 6 略	7条の8、第27条の9第1項並びに附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 3及び4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第27条の6から第27条の8まで、第27条の9第1項並びに附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>の規定の適用については、第27条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項前段、第27条の8、第27条の9第1項並びに附則第7条第1項<u>及び附則第7条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 略 6 略

報 告 第 1 号 岩 見 沢 市 税 条 例 等 新 旧 対 照 表

No.3 6

現 行	改 正 後
※ 岩見沢市税条例及び岩見沢市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第22号） 附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る岩見沢市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第16号）第2条の規定による改正後の市税条例（以下この条において「平成29年改正条例」という。）第72条及び附則第18条の3第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる平成29年改正条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略	※ 岩見沢市税条例及び岩見沢市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第22号） 附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る岩見沢市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第16号）第2条の規定による改正後の市税条例（以下この条において「平成29年改正条例」という。）第72条及び附則第18条の3第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる平成29年改正条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 略

議案第38号 岩見沢市行政手続条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
(聴聞の通知の方式) 第15条 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通	(聴聞の通知の方式) 第15条 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通

議案第38号 岩見沢市行政手続条例新旧対照表

No. 2

現 行	改 正 後
知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 略 (続行期日の指定) 第22条 略 2 略 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。	知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。 2～4 略 (続行期日の指定) 第22条 略 2 略 3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項<u>及び第4項</u>中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。

議案第 3 9 号 岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例新旧対照表

No. 1

現 行			改 正 後		
附 則 (長期在職者等の退隠料等の年額についての特例) 第 3 条 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの令和 7 年 4 月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。			附 則 (長期在職者等の退隠料等の年額についての特例) 第 3 条 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの令和 8 年 4 月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。		
退隠料又は遺族扶助料	退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額	退隠料又は遺族扶助料	退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額
6 5 歳以上の者に給する退隠料	退隠料についての最短恩給年限以上	1, 185, 900 円	6 5 歳以上の者に給する退隠料	退隠料についての最短恩給年限以上	1, 208, 600 円
	9 年以上退隠料についての最短恩給年限未満	889, 400 円		9 年以上退隠料についての最短恩給年限未満	906, 400 円
	6 年以上 9 年未満	711, 500 円		6 年以上 9 年未満	725, 100 円
6 5 歳未満の者に給する退隠料 (増加退隠料に併給される退隠料を除く。)	退隠料についての最短恩給年限以上	889, 400 円	6 5 歳未満の者に給する退隠料 (増加退隠料に併給される退隠料を除く。)	退隠料についての最短恩給年限以上	906, 400 円
6 5 歳未満の者で増加退隠料を受けるものに給する退隠料	9 年以上	889, 400 円	6 5 歳未満の者で増加退隠料を受けるものに給する退隠料	9 年以上	906, 400 円
	6 年以上 9 年未満	711, 500 円		6 年以上 9 年未満	725, 100 円
遺族扶助料	退隠料についての最短恩給年限以上	829, 200 円	遺族扶助料	退隠料についての最短恩給年限以上	845, 100 円
	9 年以上退隠料についての最短恩給年限未満	621, 900 円		9 年以上退隠料についての最短恩給年限未満	633, 800 円
	6 年以上 9 年未満	497, 500 円		6 年以上 9 年未満	507, 000 円

議案第 39 号 岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例新旧対照表

No. 2

現	行	改	正	後
(遺族扶助料の年額に係る加算の特例)		(遺族扶助料の年額に係る加算の特例)		
第 4 条 岩見沢市恩給条例第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に当該各号に掲げる額を加えるものとする。		第 4 条 岩見沢市恩給条例第 4 2 条第 1 項第 1 号に規定する遺族扶助料を受ける者が妻であって、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に当該各号に掲げる額を加えるものとする。		
(1) 扶養遺族(岩見沢市恩給条例第 3 4 条第 1 項に規定する遺族をいう。以下同じ。)である子(18 歳以上 20 歳未満の子にあつては、重度障害の状態である者に限る。)が 2 人以上ある場合 <u>279, 100 円</u> (国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 78 条第 2 項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 62 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する子が 2 人以上あるときの加算額が <u>279, 100 円</u> を上回る場合にあつては、恩給法等の一部を改正する法律(昭和 51 年法律第 51 号。以下この項及び次項において「昭和 51 年法律第 51 号」という。)附則第 14 条第 1 項第 1 号の政令で定める額を <u>279, 100 円</u> に加算した額)		(1) 扶養遺族(岩見沢市恩給条例第 3 4 条第 1 項に規定する遺族をいう。以下同じ。)である子(18 歳以上 20 歳未満の子にあつては、重度障害の状態である者に限る。)が 2 人以上ある場合 <u>284, 400 円</u> (国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 78 条第 2 項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 62 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する子が 2 人以上あるときの加算額が <u>284, 400 円</u> を上回る場合にあつては、恩給法等の一部を改正する法律(昭和 51 年法律第 51 号。以下この項及び次項において「昭和 51 年法律第 51 号」という。)附則第 14 条第 1 項第 1 号の政令で定める額を <u>284, 400 円</u> に加算した額)		
(2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が 1 人ある場合 <u>159, 400 円</u> (国民年金法等の一部を改正する法律附則第 78 条第 2 項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第 62 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する子が 1 人以上あるときの加算額が <u>159, 400 円</u> を上回る場合にあつては、昭和 51 年法律第 51 号附則第 14 条第 1 項第 2 号の政令で定める額を <u>159, 400 円</u> に加算した額)		(2) 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が 1 人ある場合 <u>162, 400 円</u> (国民年金法等の一部を改正する法律附則第 78 条第 2 項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第 62 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する子が 1 人以上あるときの加算額が <u>162, 400 円</u> を上回る場合にあつては、昭和 51 年法律第 51 号附則第 14 条第 1 項第 2 号の政令で定める額を <u>162, 400 円</u> に加算した額)		
(3) 60 歳以上である場合(前 2 号に該当する場合を除く。) <u>159, 000 円</u> (国民年金法等の一部を改正する法律附則第 78 条第 2 項の規定		(3) 60 歳以上である場合(前 2 号に該当する場合を除く。) <u>162, 000 円</u> (国民年金法等の一部を改正する法律附則第 78 条第 2 項の規定		

議案第 3 9 号 岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例新旧対照表

No. 3

現 行	改 正 後
により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第 6 2 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する加算額(国民年金法(昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号)第 2 7 条の 3 又は第 2 7 条の 5 の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限る。次項において「厚生年金加算額」という。)が <u>1 5 9, 0 0 0 円</u> を上回る場合にあっては、昭和 5 1 年法律第 5 1 号附則第 1 4 条第 1 項第 3 号の政令で定める額を <u>1 5 9, 0 0 0 円</u> に加算した額) 2 岩見沢市恩給条例第 4 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する遺族扶助料を受ける者については、その年額に <u>1 5 9, 0 0 0 円</u> (厚生年金加算額が <u>1 5 9, 0 0 0 円</u> を上回る場合にあっては、昭和 5 1 年法律第 5 1 号附則第 1 4 条第 2 項の政令で定める額を <u>1 5 9, 0 0 0 円</u> に加算した額) を加えるものとする。	により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第 6 2 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する加算額(国民年金法(昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号)第 2 7 条の 3 又は第 2 7 条の 5 の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限る。次項において「厚生年金加算額」という。)が <u>1 6 2, 0 0 0 円</u> を上回る場合にあっては、昭和 5 1 年法律第 5 1 号附則第 1 4 条第 1 項第 3 号の政令で定める額を <u>1 6 2, 0 0 0 円</u> に加算した額) 2 岩見沢市恩給条例第 4 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する遺族扶助料を受ける者については、その年額に <u>1 6 2, 0 0 0 円</u> (厚生年金加算額が <u>1 6 2, 0 0 0 円</u> を上回る場合にあっては、昭和 5 1 年法律第 5 1 号附則第 1 4 条第 2 項の政令で定める額を <u>1 6 2, 0 0 0 円</u> に加算した額) を加えるものとする。

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
※ 第 1 条関係（岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例） （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する<u>小規模保育事業</u>をいう。 (7)～(10) 略 (11) 教育・保育給付認定子ども 法第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 (12)～(29) 略	※ 第 1 条関係（岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例） （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) <u>満 3 歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する<u>小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）</u>をいう。 <u>(6) の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する<u>小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）</u>をいう。 (7) ～(10) 略 (11) 教育・保育給付認定子ども 法第 2 0 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 <u>(11) の 2 教育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。</u> <u>(11) の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。</u> <u>(11) の 4 保育認定子ども 法第 2 9 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。</u> (12)～(29) 略

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 2

現	行	改	正	後
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)		(正当な理由のない提供拒否の禁止等)		
第 6 条 略		第 6 条 略		
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</u>		2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>教育認定子ども</u> の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。		
3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u>		3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）</u> の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。		
4 及び 5 略		4 及び 5 略		
(あっせん、調整及び要請に対する協力)		(あっせん、調整及び要請に対する協力)		

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 3

現 行	改 正 後
第 7 条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 2 4 条第 3 項（同法附則第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第 1 3 条 略 2 及び 3 略 4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 及び (2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 7 7, 1 0 1 円	第 7 条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 2 4 条第 3 項（同法附則第 7 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （利用者負担額等の受領） 第 1 3 条 略 2 及び 3 略 4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 及び (2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>教育認定子ども</u> 7 7, 1 0 1 円

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 4

現 行	改 正 後
(イ) <u>法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> (特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ (イ) において同じ。) 5 7, 7 0 0 円 (令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7 7, 1 0 1 円) イ 次の (ア) 又は (イ) に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども (小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。) が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ (ア) 又は (イ) に定める者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。) (ア) <u>法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども (そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。) である者 (イ) <u>法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。) である者 ウ 略 (4) 及び (5) 略 5 及び 6 略 (虐待等の禁止)	(イ) <u>満 3 歳以上保育認定子ども</u> (特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ (イ) において同じ。) 5 7, 7 0 0 円 (令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7 7, 1 0 1 円) イ 次の (ア) 又は (イ) に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども (小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。) が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ (ア) 又は (イ) に定める者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。) (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども (そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。) である者 (イ) <u>満 3 歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。) である者 ウ 略 (4) 及び (5) 略 5 及び 6 略 (虐待等の禁止)

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 5

現 行	改 正 後
第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては、<u>学校教育法</u>第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （特別利用保育の基準）	第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、<u>学校教育法</u>第 1 条に規定する<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては、<u>同法</u>第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （特別利用保育の基準）
第 3 5 条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第 3 4 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。	第 3 5 条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第 3 4 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。
2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満 3 歳以上保育認定子ども</u>の総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給	3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 6

現	行	改	正	後
付費（法第 2 8 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第 1 3 条第 2 項中「法第 2 7 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 2 8 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」とする。 （特別利用教育の基準） 第 3 6 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第 3 4 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ど</u>	付費（法第 2 8 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第 2 号</u>」と、第 1 3 条第 2 項中「法第 2 7 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 2 8 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」と、同号イ（イ）中「<u>満 3 歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満 3 歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」とする。 （特別利用教育の基準） 第 3 6 条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>満 3 歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第 3 4 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満 3 歳以上保育認定子ども</u>及び当該特定教育・			

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 7

現 行	改 正 後
<u>もに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員</u>」とあるのは「<u>同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員</u>」と、第 1 3 条第 2 項中「法第 2 7 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 2 8 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育</u>	保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定められた法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員</u>」とあるのは「<u>同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員</u>」と、第 1 3 条第 2 項中「法第 2 7 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 2 8 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、<u>同号イ（イ）中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満</u>

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 8

現 行	改 正 後
<u>給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。 （利用定員） 第 3 7 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 2 9 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 4 2 条第 3 項において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同省令第 2 7 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。第 4 2 条第 3 項において同じ。）にあつては 6 人以上 1 9 人以下、小規模保育事業 C 型（<u>同条</u>に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 条において同じ。）にあつては 6 人以上 1 0 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。 <u>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 4 2 条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事</u>	<u>3 歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。 （利用定員） 第 3 7 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 2 9 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 4 2 条第 3 項において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同省令第 2 7 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。第 4 2 条第 3 項において同じ。）にあつては 6 人以上 1 9 人以下、小規模保育事業 C 型（<u>同省令第 2 7 条</u>に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 条において同じ。）にあつては 6 人以上 1 0 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。 <u>2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。</u> <u>(1) 家庭的保育事業、満 3 歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u>

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 9

現 行	改 正 後
<u>業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第 6 条の 3 第 1 2 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u> （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第 3 9 条 略 2 <u>特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u>	<u>(2) 事業所内保育事業 法第 4 3 条第 3 項に規定する労働者等監護満 3 歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> <u>3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第 3 9 条 略 2 <u>特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第 4 3 条第 1 項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先</u>

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 1 0

現 行	改 正 後
3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、<u>同項</u>に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第 4 2 条第 1 項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第 4 0 条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第 2 4 条第 3 項（同法附則第 7 3 条第	的に利用できるよう、選考するものとする。 3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、<u>利用の申込みに係る法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 2 0 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u> 4 前 2 項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、<u>前 2 項</u>に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第 4 2 条第 1 項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第 4 0 条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第 2 4 条第 3 項（同法附則第 7 3 条第 1 項の規定

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 1 1

現 行	改 正 後
1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第 4 1 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第 4 2 条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 7 項までにおいて同じ。) は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。) を実施すること。 (2) 略 (3) 当該<u>特定地域型保育事業者</u>により<u>特定地域型保育</u>の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満	により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握) 第 4 1 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携) 第 4 2 条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 7 項までにおいて同じ。) は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。) を実施すること。 (2) 略 (3) 当該<u>特定地域型保育事業者</u>(<u>満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項、第 7 項、第 1 1 項及び第 1 2 項において同じ。</u>) により特定

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 1 2

現 行	改 正 後
保育認定子どもにあっては、第 3 7 条第 2 項に規定するその他の<u>小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第 6 項第 1 号において同じ。</u>）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（第 2 号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）又は<u>国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</u> (1) 及び(2) 略 <u>8 略</u>	<u>地域型保育（満 3 歳以上限定小規模保育を除く。第 6 項、第 7 項及び第 1 2 項において同じ。）</u>の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満 3 歳未満保育認定子どもにあっては、第 3 7 条第 2 項に規定するその他の<u>法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第 6 項第 1 号において同じ。</u>）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（第 2 号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）又は<u>満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</u> (1) 及び(2) 略 <u>8 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 3 号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> <u>9 略</u>

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 1 3

現	行	改	正	後
<u>9</u> 略 <u>1 0</u> 略 <u>1 1</u> 略 (利用者負担額等の受領) 第 4 3 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第 2 9 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2 ～ 6 略 (運営規程) 第 4 6 条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) ～ (6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（<u>第 3 9 条第 2 項に規定する選考の方法</u>を含む。） (8) ～ (11) 略 (勤務体制の確保等) 第 4 7 条 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。		<u>1 0</u> 略 <u>1 1</u> 略 <u>1 2</u> 略 (利用者負担額等の受領) 第 4 3 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第 2 9 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2 ～ 6 略 (運営規程) 第 4 6 条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) ～ (6) 略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（<u>第 3 9 条第 2 項及び第 3 項に規定する選考の方法</u>を含む。） (8) ～ (11) 略 (勤務体制の確保等) 第 4 7 条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。		

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 1 4

現 行	改 正 後
2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 (記録の整備) 第 4 9 条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1)～(5) 略 (準用) 第 5 0 条 第 8 条から第 1 4 条まで(第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。)、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 1 1 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>に限り、<u>特定満 3 歳以上保育認定子ども</u>を除く。以下この節において同じ。)について」と、第 1 4 条第 1 項中「施設型給付費(法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第 2 9 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 5 0 条において準用する第 1 9 条にお	2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 略 (記録の整備) 第 4 9 条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1)～(5) 略 (準用) 第 5 0 条 第 8 条から第 1 4 条まで(第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。)、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 1 1 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(<u>教育認定子ども</u>を除く。以下この節において同じ。)について」と、第 1 4 条第 1 項中「施設型給付費(法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第 2 9 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 1 9 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 1 5

現	行	改	正	後
いて」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 1 9 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 2 3 条中「運営規程」とあるのは「第 4 6 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。 (特別利用地域型保育の基準) 第 5 1 条 <u>特定地域型保育事業者が法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提		第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 1 9 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、<u>第 2 5 条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。</u> (特別利用地域型保育の基準) 第 5 1 条 <u>特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども（次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>満 3 歳以上保育認定子ども</u>を含む。）の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提		

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 1 6

現 行	改 正 後
供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 3 0 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。<u>次条第 3 項において同じ。</u>）を、それぞれ含むものとして、前節（第 4 0 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 1 4 条まで（第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。）、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までを含む。<u>次条第 3 項において同じ。</u>）の規定を適用する。この場合において、第 3 9 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>同号又は同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 5 2 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保	供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 3 0 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。<u>次条第 3 項及び第 5 2 条第 3 項において同じ。</u>）を、それぞれ含むものとして、前節（<u>第 3 7 条第 3 項、第 3 9 条第 3 項及び第 4 0 条第 2 項</u>を除き、前条において準用する第 8 条から第 1 4 条まで（第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。）、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までを含む。<u>第 5 2 条第 3 項において同じ。</u>）の規定を適用する。この場合において、第 3 9 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第 4 3 条第 1 項を除く。）において同じ。）」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除き、第 5 2 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子どもを含む。）</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 4 3 条第 1 項中「<u>教育・保育給付認定</u>

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 1 7

現 行	改 正 後
育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。</u>）」と、同条第 2 項中「<u>法第 2 9 条第 3 項第 1 号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第 3 0 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第 3 項中「<u>前 2 項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第 4 項中「<u>前 3 項</u>」とあるのは「<u>前 2 項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」と、同条第 5 項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>前 3 項</u>」とする。	<u>保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第 2 項中「<u>法第 2 9 条第 3 項第 1 号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第 3 0 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第 3 項中「<u>前 2 項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第 4 項中「<u>前 3 項</u>」とあるのは「<u>前 2 項</u>」と、「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」と、同条第 5 項中「<u>前各項</u>」とあるのは「<u>前 3 項</u>」とする。 <u>第 5 1 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> <u>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 3 7 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u> <u>3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 3</u>

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 1 8

現 行	改 正 後
	<u>7 条第 2 項、第 3 9 条第 2 項及び第 4 0 条第 2 項を除き、第 5 0 条において準用する第 8 条から第 1 4 条まで（第 1 0 条及び第 1 3 条を除く。）、第 1 7 条から第 1 9 条まで及び第 2 3 条から第 3 3 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 3 9 条第 3 項中「第 1 9 条第 2 号」とあるのは「第 1 9 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第 1 9 条第 2 号」と、「法第 2 0 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 2 9 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 3 0 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前 4 項」とあるのは「前 3 項」とする。</u>

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 1 9

現 行	改 正 後
(特定利用地域型保育の基準) 第 5 2 条 <u>特定地域型保育事業者が法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>(前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第 4 3 条第 1 項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保</u>	(特定利用地域型保育の基準) 第 5 2 条 <u>特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)</u>が<u>満 3 歳以上保育認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満 3 歳以上保育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満 3 歳未満保育認定子ども</u>(第 5 1 条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>教育認定子ども</u>を含む。)の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第 4 3 条第 1 項中「<u>教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。))</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。))に係</u>

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 2 0

現 行	改 正 後
育給付認定保護者に限る。）」と、「法第 2 9 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法第 3 0 条第 2 項第 3 号の市町村が定める額」と、同条第 2 項中「法第 2 9 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 3 0 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども（<u>令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第 2 9 条第 3 項第 2 号に掲げる額」とあるのは「法第 3 0 条第 2 項第 3 号の市町村が定める額」と、同条第 2 項中「法第 2 9 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 3 0 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども（<u>特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。</u>）に係る第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 2 1

現 行	改 正 後
※ 第 2 条関係（岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例） （保育所等との連携） 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第 1 6 条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。	※ 第 2 条関係（岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例） （保育所等との連携） 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 1 4 条第 1 項及び第 2 項、第 1 5 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 6 条並びに第 1 7 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（<u>法第 6 条の 3 第 1 0 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）に</u>あつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 2 2

現 行	改 正 後
(1)及び(2) 略 (3) 当該<u>家庭的保育事業者等</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第 4 2 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第 6 項第 1 号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）又は<u>国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) 略 <u>第 1 3 条 削除</u>	事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第 1 6 条第 2 項第 3 号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)及び(2) 略 (3) 当該<u>家庭的保育事業者等（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。）</u>により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第 4 2 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第 6 項第 1 号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6 略 7 前項（第 2 号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）又は<u>満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所</u>であつて、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。 (1)及び(2) 略 <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第 1 3 条 家庭的保育事業者等は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用す</u>

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 2 3

現 行	改 正 後
(家庭的保育事業所等内部の規程) 第 1 8 条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 (7)～(11) 略 (職員) 第 2 3 条 略 2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第 1 8 条の 2 7 第 1 項に	<u>る法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (家庭的保育事業所等内部の規程) 第 1 8 条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5) 略 (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員<u>（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）</u> (7)～(11) 略 (職員) 第 2 3 条 略 2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第 1 8 条の 2 7 第 1 項に

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 2 4

現 行	改 正 後
規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。)) であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)～(3) 略 3～5 略 (小規模保育事業の区分) 第 2 7 条 小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、<u>小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型</u>とする。 (職員) 第 2 9 条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)及び(2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね 1 5	規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）附則第 1 2 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 5 第 3 項に規定する事業実施区域であつた区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。)) であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)～(3) 略 3～5 略 (小規模保育事業の区分) 第 2 7 条 小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、<u>小規模保育事業 B 型（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業 C 型（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）</u>とする。 (職員) 第 2 9 条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)及び(2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号又は<u>第 3 号</u>の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） お

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 2 5

現 行	改 正 後
人につき 1 人 (4) 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。	おむね 1 5 人につき 1 人 (4) 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師 <u>(以下「看護師等」という。)</u> を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 A 型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 2 6

現 行	改 正 後
(職員) 第 3 1 条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。	<u>5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 A 型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> (職員) 第 3 1 条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する<u>看護師等</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 B 型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所 B 型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 B 型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 2 7

現	改 正 後
(利用定員) 第 3 5 条 小規模保育事業所 C 型は、<u>法第 6 条の 3 第 1 0 項</u>の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 1 0 人以下とする。 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第 4 4 条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。	(利用定員) 第 3 5 条 小規模保育事業所 C 型は、<u>法第 6 条の 3 第 1 0 項第 1 号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 1 0 人以下とする。 (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第 4 4 条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 2 8

現 行	改 正 後
(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第 4 7 条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。	(小規模型事業所内保育事業所の職員) 第 4 7 条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
(準用) 第 4 8 条 第 2 4 条から第 2 6 条まで及び第 2 8 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 2 4 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 2 6 条において「家庭的保育事業者」という。）」	(準用) 第 4 8 条 第 2 4 条から第 2 6 条まで及び第 2 8 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 2 4 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 2 6 条において「家庭的保育事業者」という。）」

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 2 9

現 行	改 正 後
とあるのは「第 4 7 条第 1 項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第 4 8 条において準用する次条及び第 2 6 条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）と、第 2 5 条及び第 2 6 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 2 8 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 8 条において準用する第 4 号において同じ。）」と、<u>同条第 4 号中「次号並びに第 3 3 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 4 8 条において準用する次号」と読み替えるものとする。</u> 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第 3 条 <u>家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 5 9 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して 1 5 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないこととすることができる。	とあるのは「第 4 7 条第 1 項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者（第 4 8 条において準用する次条及び第 2 6 条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）と、第 2 5 条及び第 2 6 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 2 8 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 8 条において準用する第 4 号において同じ。）」とする。 附 則 （連携施設に関する経過措置） 第 3 条 <u>家庭的保育事業者等（満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 5 9 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して 1 5 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないこととすることができる。

議案第 4 0 号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

No. 3 0

現 行	改 正 後
※ 第 3 条関係（岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例） 第 1 3 条 略 第 1 4 条 略	※ 第 3 条関係（岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例） 第 1 3 条 略 <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 第 1 4 条 略

議案第 4 1 号 岩見沢市印鑑条例及び岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

No. 1

現 行	改 正 後
※ 第 1 条関係（岩見沢市印鑑条例） 第 1 4 条の 2 前条及び次条の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げるいずれかの方法により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証の提示を要しない。 (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）又は公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）<u>第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を利用して、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものに限る。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、当該多機能端末機により交付を受ける方法	※ 第 1 条関係（岩見沢市印鑑条例） 第 1 4 条の 2 前条及び次条の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げるいずれかの方法により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証の提示を要しない。 (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）</u>又は公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）<u>第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を利用して、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機であって、利用者自らが必要な

議案第 4 1 号 岩見沢市印鑑条例及び岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

No. 2

現 行	改 正 後
2 略	操作を行うことにより、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものに限る。) に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、当該多機能端末機により交付を受ける方法 2 略

議案第 4 1 号 岩見沢市印鑑条例及び岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

No. 3

現 行	改 正 後
※ 第 2 条関係（岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例） 第 1 4 条の 2 前条及び次条の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げるいずれかの方法により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証の提示を要しない。 (1) 略 (2) 公的個人認証法第 3 条第 1 項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されている<u>個人番号カード</u>又は<u>公的個人認証法</u>第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書が記録されている移動端末設備を利用して、岩見沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 1 9 年条例第 2 1 号)第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織から暗証番号その他必要な事項を入力し、電子署名(公的個人認証法第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。)を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、郵送により交付を受ける方法 2 略	※ 第 2 条関係（岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例） 第 1 4 条の 2 前条及び次条の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げるいずれかの方法により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証の提示を要しない。 (1) 略 (2) 公的個人認証法第 3 条第 1 項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録されている<u>個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書</u>又は<u>公的個人認証法</u>第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書が記録されている移動端末設備を利用して、岩見沢市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 1 9 年条例第 2 1 号)第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織から暗証番号その他必要な事項を入力し、電子署名(公的個人認証法第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。)を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、郵送により交付を受ける方法 2 略

